

00546

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

告 示

目

次

## ◇ 告示

土地改良区の定款変更の認可

新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧

新たに行なおうとする土地改良事業の認可

牛の結核病検査等の実施

## ◇ 選管告示

鳥取県選挙管理委員会の招集

## ◇ 公告

ふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験の実施

昭和三十八年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## 鳥取県告示第六百六号

昭和三十八年九月十九日付けで細川土地改良区から申

請のあつた新たに行なおうとする土地改良(客土)事業について、審査の結果その計画を適當と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第四十八条第三項において準用する同法第八条の規定により、次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

昭和三十八年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一、縦覧期間 昭和三十八年十一月二十五日から二十日間とする。

二、縦覧場所 岩美郡福部村大字細川 細川土地改良区事務所

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三十条第二項の規定により、細川土地改良区の定款の変更を昭和三十八年十一月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

三、異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、総覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

き、牛の所有者に対する検査及び投薬を受けることを命ずる。

昭和三十八年十一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 捺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している牛。

る雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六月以内のもの、分べん前一月以内のもの及び分べん後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び投薬の方法

00547 (第3種郵便物)  
昭和38年11月22日 金曜日 鳥取県公報 第3482号

鳥取県告示第六百七号

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良事業（暗渠排水）は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第十条の規定により、昭和三十八年十一月一二十二日認可した。

昭和三十八年十一月二十二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づ

(第3種郵便物)  
認

3 昭和38年11月22日 金曜日 鳥取県公報 第3482号

00548

結核病検査……ツベルクリン皮内反応  
ブルセラ病検査……ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法  
肝てつ検査……皮内注射反応及び虫卵検査  
肝てつ駆除のための投薬……ピチオノール製剤投与  
別表 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十二月 二日	郡家町 富谷検診場	
" 三日	用瀬町 社 別府	稻荷
" 四日	八東町 北山	
" 五日	郡家町 官谷	
" 六日	若桜町 若桜	
" 七日	用瀬町 社 別府	稻荷
" 八日	八東町 北山	
" 九日	智頭町 芦津	
" 十日	智頭町 若桜	
" 十一日	若桜町 若桜	
" 十二日	智頭町 芦津	
" 十三日	智頭町 富沢	
" 十四日	河原町 佐貫	
" 十五日	河原町 佐貫	小倉
" 十六日	河原町 佐貫	富沢
" 十七日	河原町 佐貫	片山
" 十八日	河原町 佐貫	山手
" 十九日	河原町 佐貫	釜口
" 二十日	河原町 佐貫	小倉
" 二十一日	河原町 佐貫	片山
" 二十二日	河原町 佐貫	山手

八東町 北山

若桜町 若桜

用瀬町 社 別府

稻荷

00549

昭和38年11月22日 金曜日 鳥取県公報 第3482号

実施期日	実施場所
十一月十五日	十八日 境港市 渡検診場
十七日	十九日 泉、宮原、根雨原
十九日	二十日 肝でて検査及び肝でて駆除のための投薬
二十一月一日	十一月五日 岸本町 藍野、丸山
三十日	十二月五日 岸本町 須村、真野
四日	四日 岸本町 伯仙町 県
五日	九日 岸本町 須村、真野
六日	杉谷、貝田
九日	上大河原、中大河原、下大河原
十日	吉原、西成、袋原
十一日	久連、江尾、佐川
十一日	溝口町 上代、下代
十三日	上ノ名、焼杉、藤屋
十四日	二部、川端工、三部工、溝口
十六日	金屋谷、岩立、長山、溝口
十七日	大平原、上野、大江
八日	十日 余見町 賀野
九日	九日 岸本町 大口
十日	十二月 余見町 西伯町 大口
十四日	十四日 十七日 岸本町 藩郷
十六日	余見町 賀野

00550  
(第3種郵便物)  
司

昭和38年11月22日 金曜日 鳥取県公報 第3482号

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

昭和三十八年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和三十八年十一月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福光 正義

一 日 時 昭和三十八年十一月十一日午後11時  
二 場 所 鳥取市東町1-1番

鳥取県立内鳥取県選挙管理委員会委員会

### 議題 衆議院議員総選挙の結果について

## 公 告

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和38年1月22日  
鳥取県知事 石 破 二朗

- 受験資格
  - ふぐ処理師試験  
昭和38年12月6日現在において年令18才以上で、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号若しくは第13号に規定する営業又は乾ふぐ製造業にて2年以上従事している者は
  - ふぐ調理師試験  
調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師である者
- 受験手続
  - 願書の受付期間  
昭和38年11月22日から11月30日まで
  - 受験願書の添付書類及び提出先  
受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出すること。  
ア ふぐ処理師試験
    - (ア)履歴書及び戸籍の謄本又は抄本
    - (イ)写真(名刺型、正面、脱帽、上半身のもの)

00552  
郵便物(第3種郵便物)  
同様  
第3482号 第3482号  
昭和38年11月22日 金曜日 周報公県取鳥日曜

- で、最近6月以内に撮影したもの)
- (ウ) 魚介類販売業 (店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売営業 (鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。) を除く。) 魚肉ねり製品製造業 (魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯖肉ベーコンその他これらに類するものを製造する営業を含む。) 又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書
- 1 ふぐ調理師試験
- (ア) 履歴書
- (イ) 写真 (名刺型、正面、脱帽、上半身のもので、最近6月以内に撮影したもの)
- (ウ) 調理師免許証の写
- 3 試験実施期日
- (1) 筆記試験
- 昭和38年12月6日午後1時から午後4時まで

倉吉保健所管内の受験者 倉吉市余戸谷町 烏取県立倉吉西高等学校	(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ぞうり (2) 実地試験 受験票、白帽、白衣、庖丁及び耐水性のはきもの
米子、根雨保健所管内の受験者 米子市錦町 烏取県立米子西高等学校	8 合格者の発表 実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に掲示する。
5 試験科目	
(1) ふぐ処理師試験	
(ア) 寄生関係法規	
(イ) 公衆衛生学	
(ウ) 食品衛生学	
(エ) ふぐ処理の実地 (ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)	
(2) ふぐ調理師試験	
(ア) 寄生関係法規 (主として条例)	
(イ) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識	
(ウ) ふぐ調理の実地 (毒性臓器の鑑別を含む。)	
6 試験手数料 500円 (受験願書に鳥取県収入証紙をはりつけること。)	
7 試験当日の携行品	

(2) 実地試験  
昭和38年12月9日前10時から (米子、根雨保健所管内受験者)

昭和38年12月10日前10時から (倉吉保健所管内受験者)

昭和38年12月11日前10時から (鳥取、郡家、浜村保健所管内受験者)